

有効期間満了日 平成33年12月31日

熊交指第753号

平成30年12月21日

車検拒否制度の運用及び対応要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の7第2項に規定する自動車検査証の返付拒否（以下「車検拒否」という。）及び同条第1項に規定する放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付等に関する事務の取扱いについては、「車検拒否制度の運用と対応要領の制定について（通達）」（平成27年12月16日付け熊交指第698号）に基づき実施しているところであるが、同通達を一部見直し、別添「車検拒否制度の運用及び対応要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、前記通達は廃止する。

## 車検拒否制度の運用及び対応要領

### 第1 車検拒否制度の概要

国家公安委員会は、道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第51条の6の規定により、都道府県公安委員会から放置違反金に係る事項のうち督促した旨の報告を受けたときは、同条に規定する国土交通大臣等に通知することとなるが、当該通知の対象となった車両の利用者が継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）終了後に自動車検査証の返付を受けようとしても、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又は徴収されたことを証する書面（以下「領収証書等」という。）を国土交通大臣等に提示しなければ、自動車検査証の返付を受けることができないという制度である。

### 第2 放置違反金滞納状況に関する照会への対応要領

#### 1 利用者本人又はその代理人からの照会の場合

熊本県警察本部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び警察署交通取締り担当係（以下「署担当係」という。）は、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（別記様式第1号、以下「照会書」という。）の提出を受けたときは、申請者が本人の場合は運転免許証等で申請者本人であることを、代理人の場合は委任状の提出を求めるとともに運転免許証等で代理人本人であることを確認の上、受理するものとし、その際に、放置違反金滞納情報照会書受理簿（別記様式第2号、以下「照会書受理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

なお、電話又はファクシミリによる照会は受け付けないこととし、照会書を提出するように教示するものとする。

交通指導課及び署担当係において照会書を受理したときは、放置駐車違反管理システムにより照会を行い、車検拒否の対象となっている場合は、照会書受理簿に必要事項を記載の上、当該放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（別記様式第3号）を交付して回答し、車検拒否の対象ではない場合は、その旨を口頭で回答するものとする。

#### 2 手続を代行する自動車整備事業者からの照会への対応要領

##### (1) 熊本県自動車整備振興会（以下「振興会」という。）に加盟している自動車整備事業者からの照会の場合

振興会が事前に提出した自動車整備事業者の名簿に記載されている事業者にあつては、放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書（別記様式第4号）をファクシミリで交通指導課に送信させるものとする。

交通指導課では、照会書受理簿に必要事項を記載の上、照会に係る自動車及びその利用者が車検拒否の対象か否か放置駐車違反管理システムにより照会を行い、車検拒否の対象となっている場合は、放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者

用) (別記様式第5号) 及び照会書受理簿の「回答の年月日」欄に必要事項を記載し、当該回答書をファクシミリで照会自動車整備事業者に送信して回答し、車検拒否の対象となっていない場合は、その旨を電話で回答するものとする。

- (2) 振興会に加盟していない自動車整備事業者からの照会の場合  
前記1の方法により照会を行わせ、回答するものとする。

### 第3 国土交通大臣等に提示することにより車検拒否が解除される領収証書等

#### 1 放置違反金等を納付又は徴収した際に交付する書面

##### (1) 領収書等

###### ア 領収書

納付書と一体となっているもので、自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際に交付される書面

###### イ 現金領収書

「放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第13号)に規定する徴収職員(以下「徴収職員」という。)が、自動車の使用者から現金で放置違反金等を領収した際に交付する、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第21条及び熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和60年熊本県訓令第2号)第2条「別表」に規定する書面

##### (2) 放置違反金徴収済確認書

滞納処分により放置違反金等を徴収した際に交付するもので、放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第13号)第8条第4項に規定する書面

#### 2 放置違反金納付・徴収済確認書

放置違反金を納付又は徴収された者が領収書等又は放置違反金徴収済確認書を紛失等した場合に、自動車の使用者又は代理人等からの申請に基づき交付する書面

### 第4 車検拒否の対象となった自動車の使用者、その代理人又は手続を代行する自動車整備事業者(以下「使用者等」という。)への対応要領

#### 1 問合せに対する説明

使用者等からの問合せに対しては、別添「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかつた方へ」に基づき説明を行うものとする。

その上で、領収証書等の交付を希望する使用者等については、次のとおり対応するものとする。

#### 2 放置違反金等が未納付の使用者等への対応

##### (1) 放置違反金等の納付書の再発行を希望する場合

###### ア 再発行の場所

放置違反金等の納付書の再発行は、交通指導課で行うこと。

署担当係に再発行の申請がなされたときは、納付書の再発行は交通指導課で行うこと、及び熊本県以外の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事案は取り扱わないことを説明すること。

その上で再発行を希望する使用者等が放置違反金納付書再交付申請書（別記様式第6号、以下「再交付申請書」という。）の提出を申し出たときは、運転免許証等の提示による人定確認を行い、再発行申請者が代理人である場合は併せて委任状の提出を求めるものとし、交付要領については当該申請受理時に交通指導課と協議した内容を再発行を希望する使用者等に教示するものとする。

なお、郵送を希望する使用者等に対しては、原則として納付書の郵送に必要な封筒（住所、氏名等必要事項を記載し、かつ、切手を同封又は貼付したもの。）の提出を受けるものとする。

#### イ 再発行の手続

交通指導課は、再発行を希望する使用者等から再交付申請書の提出を受けたとき、又は警察署から再交付申請書の送付を受けたときは、放置違反金納付書再交付申請書受理簿（別記様式第7号）に必要事項を記載の上、これを受理し、放置駐車違反管理システムにより、放置違反金等が納付又は徴収されていないことを確認後、納付書の再交付の手続きを執るものとする。

### (2) 放置違反金等の現金徴収を希望する場合

#### ア 放置違反金等の徴収事務

放置違反金等を現金で徴収できる者は、徴収職員のみとする。

よって、署担当係に納付書を持たない使用者等から放置違反金等の現金徴収に関する申し出がなされた場合は、速やかに徴収職員に引き継ぐものとする。

#### イ 現金領収書の交付手続き

使用者等から放置違反金等の現金徴収の申し出があった場合は、原則として交通指導課の窓口で放置違反金を徴収するものとし、徴収後は直ちに現金領収書を交付するものとする。

### 3 領収書等又は放置違反金徴収済確認書を紛失等した者への対応

#### (1) 放置違反金納付・徴収済確認書の交付等に関する説明

放置違反金納付・徴収済確認書交付申請書（別記様式第8号）の提出による申請の受理及び放置違反金納付・徴収済確認書（別記様式第9号）の交付手続きを行うのは、熊本県公安委員会による放置違反金納付命令に係る車検拒否事案のみであり、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事案については、当該都道府県の放置違反金事務担当部署に問い合わせるよう説明するものとする。

#### (2) 申請の受理及び交付の要領

##### ア 受理要領

交通指導課及び署担当係では、放置違反金納付・徴収済確認書交付申請書の提出を受けたときは、運転免許証等により必要な人定確認を行い、再発行申請者が代理人である場合は併せて委任状の提出を求めた上で放置違反金納付・徴収済確

認書交付申請書受理簿（別記様式第10号）に必要事項を記載し、これを受理すること。

イ 交付要領

申請を受理したときは、放置駐車違反管理システムにより放置違反金等が納付又は徴収されていることを確認し、同システムにより放置違反金納付・徴収済確認書の交付の手続きを執ること。

※ 別記様式・別添（略）